省　令

○文部科学省令第二十六号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の規定に基づき、東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十六日

文部科学大臣　髙木　義明

東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例）

第二条　免許管理者が、改正法附則第二条第四項の規定に基づき、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない事由により、旧免許状所持現職教員がその修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該修了確認期限を延期した場合において、当該旧免許状所持現職教員が延期前の修了確認期限の二年二月前の日の翌日から延期後の修了確認期限の二年二月前の日までの間に免許状更新講習を行う者による免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けているときは、当該旧免許状所持現職教員に係る改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第四条の規定にかかわらず、当該旧免許状所持現職教員が当該認定を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から改正法附則第二条第四項の規定による延期後の修了確認期限までの期間とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

告　示

○総務省告示第三百五十三号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十六日

総務大臣　片山　善博

第一項中「第二十五条第十三項又は第三十九条の七第七項」を「第二十五条第十一項又は第三十九条の七第五項」に、「第十八条の五第四項若しくは第六項第八号、第二十二条の七第六項若しくは第八項第八号又は第二十二条の六十九第四項若しくは第六項第八号」を「第十八条の五第三項若しくは第四項第三号、第二十二条の七第三項若しくは第四項第三号又は第二十二条の六十九第三項若しくは第四項第三号」に改める。

別記様式中「第18条の5第4項若しくは第6項第8号、第22条の7第6項若しくは第8項第8号又は第22条の69第4項若しくは第6項第8号」を「第18条の5第3項若しくは第4項第3号、第22条の7第3項若しくは第4項第3号又は第22条の69第3項若しくは第4項第3号」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年六月三十日から適用する。

2　この告示の施行の際現にされている改正前の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定による申請は、改正後の平成十一年総務庁告示第八十八号の規定によりされた申請とみなす。

○政治資金適正化委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年七月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三九六一	二三、七、八	小林　勉
三九六二	二三、七、八	福島　正信
三九六三	二三、七、八	福島　安信
三九六四	二三、七、八	浦田　秀彦
三九六五	二三、七、八	徳永　幸男
三九六六	二三、七、八	川邉　茂
三九六七	二三、七、八	藤　武司
三九六八	二三、七、八	峯尾　商衡
三九六九	二三、七、八	高橋　潔

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した一般財団法人日本繊維製品品質技術センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年七月二十六日

消防庁長官　久保　信保

一　変更後の代表者の氏名

中島　重雄

二　変更の日

平成二十三年六月十四日

○法務省告示第三百六十七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件を次のように定める。

平成二十三年七月二十六日

法務大臣　江田　五月

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件

第一　目的

この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき平成二十年度に本邦に入国して在留期間の更新を二回受け、かつ、二回目の更新を受けた後に看護師国家試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例インドネシア人看護師候補者　平成二十年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者として在留期間の更新を二回受け、かつ、二回目の更新を受けた後に看護師国家試験を受験した者で、本邦に滞在しながら平成二十三年度試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二　フィリピン人看護師等　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定する者をいう。

三　特例受入れ機関　その設立している病院（特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修等の実施に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者との間で締結した公私の機関をいう。

四　特例雇用受入れ施設　三において、特例インドネシア人看護師候補者が、特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院をいう。